

決 定 要 旨

被 審 人（住所）東京都
（氏名） A

上記被審人に対する平成21年度(判)第5号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第185条の6の規定により審判長審判官三島聖子、審判官城處琢也、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金44万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成21年8月27日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第1回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成21年6月26日

金融庁長官 佐藤隆文

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

○ 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法第 178 条第 1 項第 16 号に該当

被審人は、東京都中央区新川一丁目 2 8 番 2 5 号に本店を置き、取引所有価証券市場における有価証券の売買等を目的とし、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部に上場されているカブドットコム証券株式会社（以下「カブドットコム証券」という。）社員として、業務に従事していたものであるが、被審人は、第 1 平成 19 年 3 月 2 日、その職務に関し、株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「三菱東京UFJ銀行」という。）と業務・資本提携に関する契約を締結していたカブドットコム証券の役員Bが同契約の履行に関し知り、その後、役員Bが同社社員に、ウェブ掲載用の原稿として作成させカブドットコム証券のサーバー内に保存させた、三菱東京UFJ銀行の業務執行を決定する機関がカブドットコム証券株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を、上記サーバー内に保存された上記原稿を閲覧したことにより知り、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた同月 6 日より前の同月 5 日、C証券株式会社及びD証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号所在の株式会社東京証券取引所において、E名義で、自己の計算において、カブドットコム証券の株券合計 26 株を買付価額 510 万 1000 円で買い付け、

第 2 平成 19 年 11 月 14 日、その職務に関し、三菱東京UFJ銀行と業務・資本提携に関する契約を締結していたカブドットコム証券の役員Bが同契約の履行に関し知り、その後、同社の役員Fが、職務上、役員Bから伝達を受けるとともに、同社全社員宛のメールに記載して送信した、三菱東京UFJ銀行の業務執行を決定する機関がカブドットコム証券株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を、受信した上記メールを閲覧したことにより知り、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた同月 15 日より前の同月 14 日、G証券株式会社を介し、上記所在の株式会社東京証券取引所において、E名義で、自己の計算において、カブドットコム証券の株券 7.5 株を買付価額 114 万 7500 円で買い付け

たものである。

○ 法令の適用

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 175 条第 2 項第 2 号、平成 18 年法律第 65 号による改正前の証券取引法第 167 条第 1 項第 5 号、第 4 号、金融商品取引法第 176 条第 2 項

○ 課徴金の計算の基礎

(1) 平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 175 条第 2 項第 2 号の規定により、当該有価証券の買付けについて、公開買付けの実施に関する事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

① 違反事実の第 1 に係る課徴金の額

(211,000 円×26 株)

－ (196,000 円×21 株+197,000 円×5 株) =385,000 円

② 違反事実の第 2 に係る課徴金の額

(162,000 円×7.5 株)

－ (153,000 円×7.5 株) =67,500 円

(2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)でそれぞれ計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。